

〔事案 26-78〕 契約無効・既払込保険料返還等請求

・平成 26 年 12 月 3 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、払済年金保険に変更した契約の復旧、および新規契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 12 月に募集を受け、終身保険（契約②）に加入し、その際、平成 8 年契約の個人年金保険（契約①）を払済年金保険に変更したが、以下の理由により、契約①の払済年金保険への変更取消しと、契約②を無効にしてほしい。

- (1) 募集人は、契約①を払済年金保険に変更しても損はしないと説明したが、変更した場合に給付される金額の割合が減ることの説明がなかった。
- (2) 募集人は、契約②を退職時に解約しても損はしないと説明したが、解約返戻金が保険料を下回ることを説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約申込書、告知書および契約内容変更請求書などの筆跡は、それぞれ契約者、被保険者のものと判断される。
- (2) 募集人は、設計書を使用して説明しており、途中解約の場合は解約返戻金が既払込保険料を下回ることを説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

- (1) 契約①に関し、累計払込保険料に対する累計受取年金額の割合について、錯誤して申込みをしたことを理由に、錯誤による無効（民法 95 条）を求めているもの（主張①）。
- (2) 契約②に関し、60 歳の定年時における解約返戻金が既払込保険料を下回らないと錯誤して申込みをしたことを理由として、錯誤による無効（民法 95 条）を求めているもの（主張②）。

2. 主張①について

- (1) 払済年金保険へ変更するにあたり、募集人は、変更後の年金額について説明を尽くせば足りるといえるところ、募集人は、変更後の年金額が記載された契約内容変更請求書の内容を説明しているものと推認できる。
- (2) したがって、募集人の説明に不備があったと認めることはできないが、仮に説明義務違反があったとしても法律行為（本件では払済保険への変更）が無効となるわけではない。
- (3) 年金保険においては、年金額自体の錯誤は要素の錯誤と認められるが、累計払込保険料に対する累計受取年金額の割合についての錯誤は、要素の錯誤とは認められないことから、

錯誤による無効を認めることはできない。

3. 主張②について

- (1) 事情聴取において、申立人は、「定年時には（契約②を）止める（解約の意味）が、良いか」と聞いたところ、募集人が「損はしません」と説明した旨を供述している。一方、募集人は、解約すると返戻金が払込保険料を下回ることについては説明していると供述しており、両者の主張は異なるので、申立人の供述を認めることはできない。
- (2) 申立人は、募集に資料が使用された記憶はないと供述するが、本件において特段の事情は認められないので、募集人が設計書と異なる説明をしたと認める事情はないので、募集人が虚偽の説明をしたと認めることはできない。
- (3) 申立人に、60歳の定年時における解約返戻金が払込保険料を下回らないとの錯誤があったとして、それが要素の錯誤であったとしても、設計書の記載内容から解約返戻金については容易に理解できたといえ、申立人は錯誤に陥ったことについて重大な過失があったといわざるを得ず、錯誤による無効を認めることはできない。